

寝屋川市止水板設置工事助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市止水板設置工事助成金（以下「助成金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）の住宅、店舗、事務所、工場等に止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）を行う者に対し、助成金を交付することにより、市内における建築物等の浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板 建築物の浸水のおそれがある出入口等に設置するもので次に掲げる条件を満たすものをいう。

ア 浸水に耐える素材のもの

イ 取り外し、移動又は埋め込みが可能な構造のもの

(2) 関連工事 止水板設置に伴い、止水効果を高めるために行う工事で、次に掲げるものをいう。

ア 内外壁の防水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

(助成対象者)

第4条 この要綱に基づく助成金の交付の対象者は、市内で止水板設置工事を行う市民及び市内に本社又は支店がある事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、助成金の交付の対象者としなない。

(1) 市税、水道料金又は下水道料金を滞納している者

(2) 止水板設置工事について、国、大阪府又は寝屋川市からこの要綱に基づく助成金以外の補助又は助成を受ける者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、止水板設置工事に要した費用の2分の1とし、30万円を限度とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、一つの建築物につき1回を限度とする。

(助成金交付対象工事の認定申請)

第6条 助成金の交付の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対しては、工事着手までに止水板設置工事認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

(1) 止水板工事計画書

(2) 止水板工事見積書

(3) 土地及び建築物の登記事項証明書

(4) 土地及び建築物所有者の止水板設置工事承諾書

(5) 住民票（事業者にあつては、現在事項証明書）

(6) 設置予定箇所の写真

(7) 建物周辺の地図

(8) 納税に関する書類

ア 個人にあつては、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

イ 法人にあつては、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状を添付するよう求めるものとする。

(助成対象工事の認定)

第7条 前条の申請があつたときは、申請内容の審査、現地確認及び現地調査等を行い、交付の可否を決定し、助成金を交付することについて適当と認めた場合は止水板設置工事助成金認定通知書により、適当と認めなかった場合は止水板設置工事助成金不認定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(認定事項等の変更申請)

第8条 止水板設置工事の内容を変更しようとするときは、止水板設置工事変更承認申請書に、申請した止水板設置工事の設置を中止するときは、止水板設置工事中止承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出するよう求めるものとする。

2 前条の申請があったときは、止水板設置工事の変更をすることについて適当と認めた場合は止水板設置工事変更承認通知書により、適当と認めなかった場合は止水板設置工事変更不承認通知書にその理由を付して、申請者に通知する。

(工事完了報告)

第9条 止水板設置工事が完了した申請者に対しては、速やかに、止水板設置工事完了届に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

(1) 工事写真

(2) 竣工図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により書類の提出を受けたときは、工事物件の検査を行い、当該工事物件が検査に合格したときは、検査実施後30日以内に、止水板設置工事完了合格通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 前条第2項の規定により合格通知を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対しては、速やかに、止水板設置工事助成金交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出するよう求めるものとする。

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状を添付するよう求めるものとする。

(助成金の交付決定)

第11条 前条の規定により交付の申請があったときは、申請内容の審査及び現地調査を行い、交付の可否を決定し、助成金を交付することについて適当と認めた場合は止水板設置工事助成金交付決定通知書により、適当と認めなかった場合は止水板設置工事助成金不交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 規則第 13 条の規定に基づき、止水板設置工事助成金確定通知書による通知を受けた者が助成金の支払を受けようとするときは、速やかに、止水板設置工事助成金請求書を市長に提出するよう求めるものとする。

2 前項の請求があったときは、関係書類を確認の上、30 日以内に助成金を交付するものとする。

(助成に係る条件)

第 13 条 助成金の交付に当たっては、規則第 6 条第 3 項の規定により、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けた日から 8 年間は、当該止水板を維持管理すること。
- (2) 助成金交付の日から 8 年以内に転居し、止水板を第三者に譲渡するときは、当該第三者に前号の規定による維持管理義務を承継させること。

(助成金の決定の取消し)

第 14 条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、止水板設置工事助成金交付決定変更通知書により助成金の交付決定を変更することがある。この場合において、既に交付した助成金については期限を定めて返還をさせることがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(標準処理期間)

第 15 条 規則第 6 条第 1 項に規定する助成金の交付の決定に係る標準処理期間は、30 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項に規定する助成金の額の確定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(委任等)

第 16 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。